

Mirrlees Review and Beyond

一橋大学国際・公共政策大学院
國枝繁樹



はじめに

1. マーリーズ・レビューの意義

現時点で最高の財政学者達に各分野の分析を依頼し、その上で英国税制の改革の方向性を示す。
今後の我が国の税制改革の指針となりうる。

2. 問題点

- ・各分野の識者の意見は必ずしも一致せず
- ・IFS自体が考えていた方向性も存在
- ・金融危機による巨額の財政赤字発生、オバマ政権の税制改革等により情勢の大幅な変化

1. 法人税を巡る議論の前提

1. 法人実在説の否定の必要性

・本研究会第2回資料

「『企業vs.個人』という二項対立で受け取られやすい議論の土壌を如何に転換できるか(帰着と転嫁の議論の精緻化?)」との問題意識が示される。

しかし、『企業vs.個人』との議論が出てくるのは、
「法人実在説」的発想があるため

2. 法人実在説vs.法人擬制説

法人実在説

法人は税を負担する。

さらには、我が国では「法人ピノキオ説」まで登場
- 法人には税の負担「感」という感情まで存在するとの認識(竹中大臣の下、平成14年経済財政白書で個人の税負担感と並び、企業の法人税の負担感の分析がなされる。)

法人実在説の下では、「法人vs.個人」の議論は当然の帰結

法人擬制説

「企業は税を負担していない」ことには経済学者は一致(スティグリッツ『公共経済学』)

(そもそも現代経済学では税負担とは効用の低下を意味し、「法人ピノキオ説」を取らない限り、法人が税を負担することはありません。)

税を負担するのは、株主・従業員・消費者そして経営者である。(主に誰かには議論)

こうした前提で初めて法人税の帰着・転嫁を中心に、法人税のあり方の議論可能に。

資本所得課税としての法人税

・法人税とは、法人段階で課される資本所得課税である。

従って、税体系全体における資本所得課税のあり方により、法人税のあり方も決まる。

辞書的な順番

資本所得課税のあり方 法人税のあり方



2. 課税ベースを巡る議論(Diamond)

1. 租税理論の展開

(1) 過去の議論: 理想の課税ベース論

どの課税ベースが理想的かを議論。担税力の議論とも関係。

(包括的)所得 ヘイグ・サイモン流の所得課税

消費 ミード報告

消費に課税

資本所得 正常収益: 非課税 レント: 課税

従って、法人段階はキャッシュフロー課税

ただし、資産課税等で格差拡大に対応

(2) 現代の租税理論: 最適課税論

- ・理想の課税ベース論ではなく、どのような租税体系が社会厚生を最大化できるか

2. 資本所得課税の是非

(1) 有期限の場合

資本所得課税の是非は効用関数の形状に依存。

(2) 無期限の場合

- ・ 定常状態では資本所得非課税
- ・ しかし、不確実性と不完全保険市場、利他的遺産動機以外の遺産の存在等により現実には資本所得課税が望ましいと考えられる。
- ・ さらに、Diamondらは、所得階層ごとに貯蓄性向や生涯の所得パターンの違い等を勘案すれば、最適税制の一部として資本所得課税が必要となることを示唆。

3 . Diamondらの結論

- ・ミード報告と異なり、マーリーズらが始めた最適課税論で議論。
- ・ミード報告と異なり、正常収益に対する資本所得課税は必要との結論。
- ・他方、資本所得税率と労働所得税率が同一であるべき理論的根拠はなく、包括的所得税制は必ずしも望ましくない。(ただし、執行面からは両者の関係は重要。)

3. 法人税制の選択

1. 課税ベース論から法人税制の選択へ

(1) 正常収益も課税すべきとの立場

企業の正常収益についても最終的には課税が必要。

法人段階and/or個人段階で課税すべきかは議論の余地あり。

(法人段階で課税するとすれば) CBITが自然

この場合、資本コストを引き上げないとの意味での「投資の中立性」は求められていないことに留意！

(2) 正常収益へは課税しないとの立場

(ex. ミード報告)

- ・正常収益には課税しない。(移動不能な) レントに対しては(高率で)課税。

選択肢は

キャッシュフロー法人税

ACE

VAT型仕向地主義キャッシュフロー法人税

(3) マーリーズ・レビューの立場？

課税ベースの章(Diamondら)

正常収益に課税すべき

法人税制の選択

- ・ CBITが最も自然な選択
- ・ キャッシュフロー課税やACEは、個人段階での正常収益への課税と組み合わせない限り、選択肢ではない。

しかし、法人税・国際課税の章は必ずしもその前提で議論していない。

背景

- ・IFSサイドは、「課税ベース：消費課税、法人税：キャッシュフロー法人税」のミード報告の後継であるマーリーズ・レビューでも同様に「課税ベース：消費課税」を期待し、その前提で法人税制について議論。
- ・しかし、Diamondらは、マーリーズらが始めた最適課税論の最近の展開に沿って、資本所得課税の必要性を指摘。

このため、整合性のない議論になってしまっている。

(4) キャッシュフロー課税・ACE + 個人段階での課税 の問題点

高税率

税込中立を前提とすれば、課税ベース縮小に対応した高税率 所得移転を引き起こす可能性大

海外投資家からの税込喪失

- 国内投資家： 法人段階非課税 + 個人段階課税強化である程度税込確保可能
- 海外投資家： 法人段階非課税 + 個人段階では税込不能

海外投資家からの巨額の税込の喪失

法人段階での執行の有効性

- ・ 資本所得課税の執行は、法人段階での課税が最も効率的。
 - 特に内部留保分に対応したキャピタルゲインの取扱い
 - グローバル化の下、個人段階での資本所得の受取りにつき、税務当局が把握するのは困難に

個人段階での正常収益課税時のキャッシュフロー 課税・ACEの意義

- ・ミード報告等ではレント課税

そもそもレントの規模は大きいのか？

税収がほとんどないのでは？

- ・最近では移動可能なレント(独占利潤、ブランド、特許等)は高率課税では国際間で所得移転してしまうため、移動不能レントへの課税が目的との説明

・移動不能レントとは何か？

石油等の天然資源、有利な立地・インフラ 等

・しかし、移動不能レントへの課税方法として法人税が最も効率的か？？

天然資源 天然資源課税・国有化で対応可能
立地・インフラ 固定資産税で対応可能

・本当に移動不能なのか？

最も有利な立地を誇るシンガポール(海峡)、香港(中国との歴史的関係)等の国が法人税引下げ競争の先頭に立っているのはなぜか？？

VAT型仕向地主義キャッシュフロー法人税 の問題点

- ・Hallらのフラットタックスの法人段階課税と基本的には同じ
- ・ただし、輸出企業には還付

正常収益課税時の法人税制としては、キャッシュフロー課税・ACEと同じ問題

そもそもVATの税率を引き上げ、賃金税を軽減すれば同じ効果

3 . 我が国の法人税改革の方向性

- ・課税ベースの選択 : Diamondが指摘するように、正常収益の課税が望ましい。
- ・税込中立の要請 : 法人税込確保の必要性
- ・C BIT型の法人税制が自然な選択
課税ベースの拡大(負債の支払利子控除の抑制)
と法人税率の引下げ
- ・問題点
負債の支払利子を費用だと思い込んでいる経営者の意識改革をどう進めるか？
中小企業対策をどうするか？

4. マーリーズ・レビューを超えて

1. オバマ税制改革

- ・金融危機とその後の対策で巨額の財政赤字
- ・景気回復後に増税を断行
 - 累進課税の強化
 - 最高税率の引上げ等
 - 国際課税の強化
 - 租税回避への対抗措置

2. オバマ税制改革の背景

DiamondとSaezによる最適所得税理論の革新
累進課税が最適であることを示す。

Atkinson, Piketty, Saezらによる先進国における
経済格差拡大の実証研究

オバマ大統領の予算教書でPiketty and Saezの
実証研究に言及し、所得再分配強化の必要性を強調。
調。

3. マーリーズ・レビューの所得税の税率構造

- ・ SaezとIFSのBrewerらがともに担当。
- ・ まず、DiamondとSaezらの新しい最適所得税理論の説明。
- ・ その上で、イギリスの現行の最高税率は引上げの必要なしとの結論。
 - 理由は、課税所得の弾力性の所得階層ごとの違いとVAT (= 労働所得税) の高税率
前半・後半で微妙なニュアンスの違い？

4. 英国の現実の所得税改革

- ・最高税率の引上げ

最高税率の45%への引上げ

これに対し、IFSは否定的。より広い高額所得者への43%の税率での課税を示唆。

- ・ドイツ、日本でも所得税の最高税率引上げの議論

5. マーリーズ・レビューを超えた動き

- ・IFSの方向性: 累進度強化に否定的
(マーリーズ・レビュー自体も同様か?)

・現実の先進国の税制改革

Saezらの貢献を踏まえつつ、最高税率の引上げ等による累進度強化を進める。

マーリーズ・レビューを超えた税制改革の潮流

